

学校における

水泳事故防止必携

(新訂二版)

独立行政法人日本スポーツ振興センター

新訂二版の発行に当たって

学校における水泳指導は、水泳の技能の習得とともに体力の向上及び心身の健康保持増進を図るという教育的価値が大変大きいことから積極的に取り上げられております。また、水辺活動などの指導についても地域や学校の実態に応じて積極的に行うよう言われております。

このように水泳や水辺活動が普及される反面、これらの活動中に死亡や重度の障害を負う事故も発生しております。

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、昭和49年度に「学校における水泳事故防止必携」を作成し、以来、幾度かの改訂を行って版を重ね、学校関係者に広く活用されてきました。

2005年（平成17年）に国際蘇生連絡協議会が「心肺蘇生に関する科学的根拠と治療勧告のコンセンサス」を、また、アメリカ心臓協会とヨーロッパ蘇生協議会が心肺蘇生法のガイドラインを発表しました。我が国でもこれらをもとに心肺蘇生法が変更されたことにより、本書を一部改めました。さらに、統計や事例も刷新しました。

本書が学校関係者並びに社会体育指導者の方々に活用され、水泳事故の防止に役立つならば、これに過ぎる幸いはあ

りません。

終わりに、今回の発行に際して、熱心に御協力いただいた作成協力者各位並びに文部科学省スポーツ・青少年局の関係者に対し、深く感謝の意を表します。

平成18年6月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事長 雨宮 忠

改訂に当たって

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえ、爽快感、達成感、他者との連帯感といった精神的な充足をもたらすとともに、体力の向上や精神的ストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の健康の保持増進に欠くことができないものです。

とりわけ水泳は、幼児からお年寄りまで最も親しまれているスポーツの一つであり、学校体育をはじめ、自然体験活動やマリンスポーツなどの生涯スポーツとしても積極的に取り入れられています。

しかし、水泳等の普及が進む一方で、これらの活動中や学校の水泳指導などにおいても活動中の事故が少なくない状況にあります。

このたび、心肺蘇生法にかかるガイドラインの変更などに伴い、独立行政法人日本スポーツセンターにおいて、「学校における水泳事故防止必携」の改訂を行い、併せて、統計資料や事例などについても、刷新されたことは、時宜を得たものであります。

この必携は、学校の管理下において発生した事故の事例等を教訓とし、安全管理・指導の組織、健康管理、救助方法と

応急手当、損害賠償等について、水泳等の事故防止に必要な事項をまとめたものであり、教員のみならず社会体育関係者等に広く活用され、児童生徒等の水泳事故の防止が図られることを期待しております。

平成18年6月

文部科学省スポーツ・青少年局長

素 川 富 司

作成協力者

〔新訂二版〕 平成18年 3月31日

岡田和夫 帝京大学名誉教授

菅野祐治 菅野法律事務所弁護士

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付審査委員会委員・
嘱託専門員

戸田芳雄 文部科学省スポーツ・青少年局体育官

吉田 章 筑波大学体育科学系教授

渡辺 彰 文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課教科調査官

〔新訂版〕 平成11年 5月12日

池田延行 文部省体育局体育課教科調査官

大国真彦 表参道眼科・小児科クリニック院長

日本体育・学校健康センター嘱託専門員

岡田和夫 帝京大学教授

沖田 巧 警察庁生活安全局地域課課長補佐

久保正美 埼玉県教育局指導部体育課指導主事

神波 豊 日本赤十字社事業局救護・福祉部健康安全課長

児玉 忠 警察庁生活安全局地域課課長補佐

(現 三重県警察本部厚生課長)

柴田義晴 東京学芸大学教育学部教授

菅野祐治 菅野法律事務所

日本体育・学校健康センター本部審査委員会・嘱託専門員

○高橋伍郎 筑波大学体育科学系教授

月岡 透 東京都豊島区立池袋中学校長

戸田芳雄 文部省体育局学校健康教育課教科調査官

矢部雅巳 東京都武蔵野市立第二小学校教諭

吉田 章 筑波大学体育科学系助教授

(○印は委員長)

目 次

I 水による事故の現状

- 1 水による事故死者は、交通事故とほぼ同じ 11
- 2 水による事故は年少者に多い 12
- 3 河川、海での事故が多い 13
- 4 行為別では、水遊びが多い 14

II 学校の管理下における水泳事故

- 1 学校の管理下における水泳中の死亡事故 15
- 2 学校の管理下における水泳中の障害事故 18
- 3 事故の事例 24

III 安全のための管理・指導の組織

- 1 指導者の条件 35
- 2 管理・指導の組織 37

IV 水泳の安全管理

- 1 水泳指導における健康管理 43
- 2 施設・設備の安全管理 47
- 3 水泳指導における安全管理 51
- 4 水泳場の安全管理 56

V 水辺活動における事故防止

1 水辺活動の位置付け	59
2 生涯スポーツとしての将来的な発展	60
3 水辺活動の特性	62
4 水辺での安全対策	66
5 着衣での水泳指導	71
6 サバイバルとライフセービング	74
7 自己管理と自己責任	79

VI 救助方法と応急手当

1 救助とは	81
2 水辺での事故について	81
3 救助者の安全	83
4 救助の実際	86
5 心肺蘇生法	103

VII 水泳を一つの契機として発症する突然死

1 突然死とは	121
2 水泳での突然死	123
3 突然死の対策について	123
4 水泳で突然死に至ると思われる 顕著な徴候が発生した場合の処置について	130

VIII 水泳事故と損害賠償

1 水泳事故と賠償責任	131
2 判 例	139
3 免責特約	152

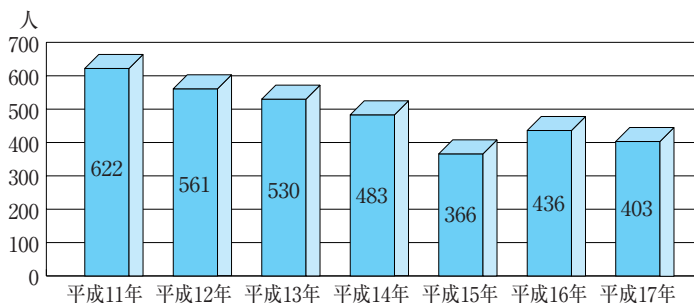
参考資料

1 事故防止等に関する通知	157
2 安全な水泳指導・管理のための評価の一例	191
3 プールの安全点検	192

I 水による事故の現状

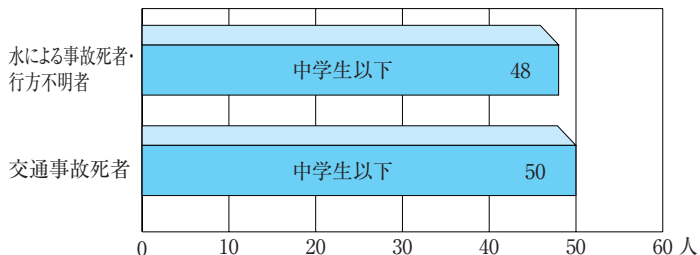
1 水による事故死者は、交通事故死者とほぼ同じ

過去7年間の夏期（6月～8月）における、水による事故死者・行方不明者は、減少傾向にある（図－1）。平成15年の減少については、冷夏の影響を受けたと思われる。



図－1 過去7年間の夏期（6月～8月）における水の事故死者・行方不明者（警察庁調べ）

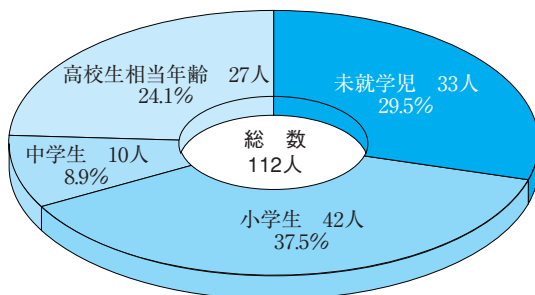
平成17年の夏期（6月～8月）での水による事故死者・行方不明者（中学生以下）と交通事故死者（15歳以下）を比較すると、水での事故死者が48人に対し、交通事故死者が54人であった。交通事故死者数とほぼ同じ位発生している（図－2）。



図一 平成17年夏期（6月～8月）における水による事故死者・行方不明者と交通事故死亡者との比較（警察庁調べ）

2 水による事故は年少者に多い

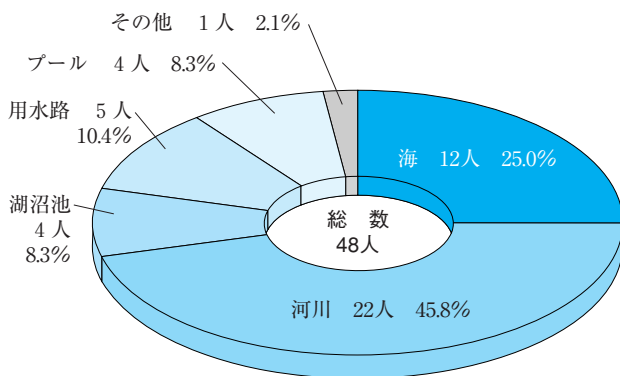
平成17年中高生以下の水による事故死者・行方不明者を年齢層別にみると、年少者（小学生及び未就学児）は75人で全体の67.0%を占めている。



図一 3 年齢層別の水による事故死（平成17年 警察庁調べ）

3 河川、海での事故が多い

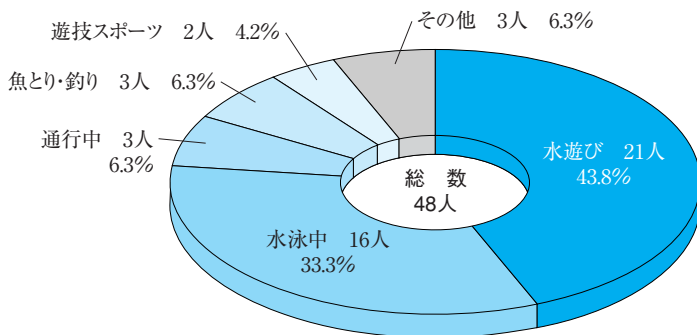
平成17年夏期（6月～8月）の中学生以下の水による事故死者・行方不明者を場所別にみると、河川が22人（45.8%）と最も多く、以下、海12人（25.0%）、用水路5人（10.4%）、プール及び湖沼池は各々4人（8.3%）の順になっている。



図一 4 平成17年夏期（6月～8月）における中学生以下の場所別の水による事故死者・行方不明者（警察庁調べ）

4 行為別では、水遊びが多い

平成17年夏期（6月～8月）の中学生以下の水による事故死者・行方不明者を行為別にみると、水遊びが21人（43.8%）と最も多く、以下、水泳中16人（33.3%）、魚とり・釣り及び通行中は各々3人（6.3%）の順になっている。



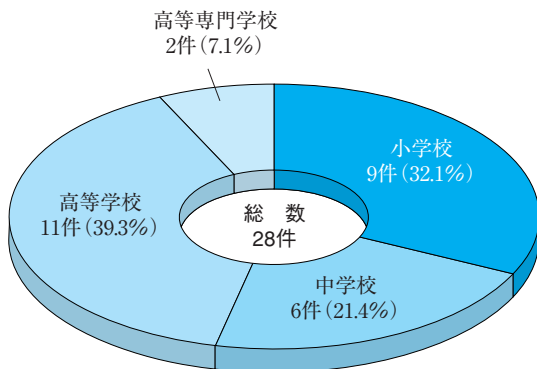
図一五 平成17年夏期（6月～8月）における中学生以下の行為別の水による事故死者・行方不明者（警察庁調べ）

II 学校の管理下における水泳事故

1 学校の管理下における水泳中の死亡事故

(1) 水泳中の死亡事故の学校種別

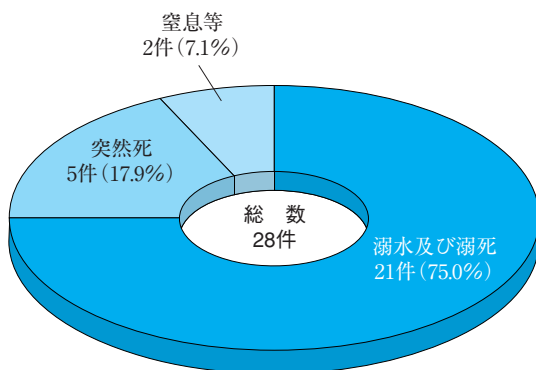
学校の管理下における水泳中の死亡事故の発生状況を学校種別で見ると、小学校、中学校、高等学校がほとんどを占めており、この3つの学校種で死亡事故全体の92.9%を占めている。なお、幼稚園・保育所では水泳中の死亡はなかった。



図一 6 学校の管理下の水泳中の学校種別死亡事故
(平成13年度～17年度)

(2) 水泳中の死亡事故の原因

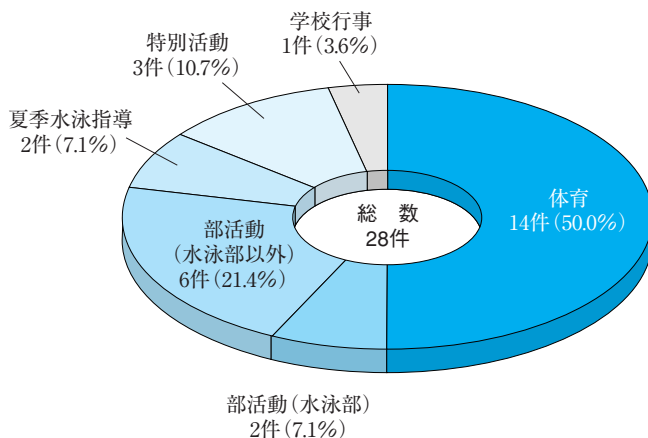
水泳中の死亡事故の原因としては、溺水及び溺死が最も多く、28件のうち21件（75.0%）である。次に突然死が多く、5件（17.9%）であり、この2つで水泳中の死亡事故の原因の92.9%を占めている。



図ー7 学校の管理下の水泳中の死亡事故の原因
(平成13年度～17年度)

(3) 水泳中の死亡事故発生の場合

死亡事故発生の場合としては、体育の授業中が最も多く、28件のうち14件（50.0%）を占めている。水泳部における事故が2件（7.1%）であるのに対し、水泳部以外の部活動での水泳における死亡事故が6件（21.4%）あるのも見逃せない。

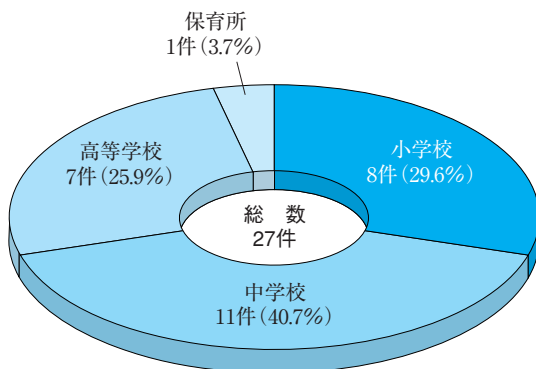


図一 8 学校の管理下の水泳中の死亡事故発生の場合
(平成13年度～17年度)

2 学校の管理下における水泳中の障害事故

(1) 水泳中の障害事故の学校種別

学校の管理下における水泳中の障害（負傷又は疾病がなおった後に身体に後遺症が残ったもの）事故の発生割合を学校種別で見ると、中学校が最も多く27件のうち11件（40.7%）を占めている。なお、幼稚園では、障害事故は発生していない。

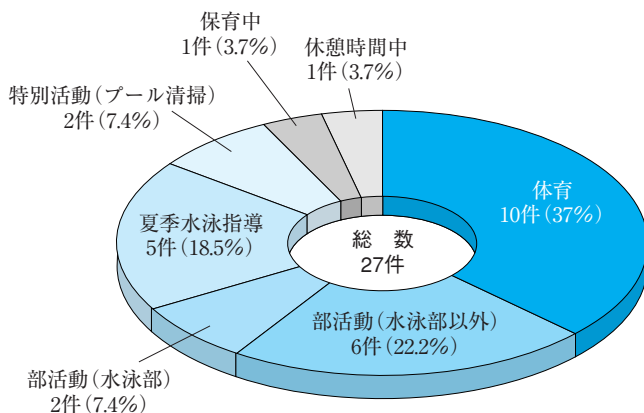


図－9 学校の管理下の水泳中の学校種別障害事故
(平成13年度～17年度)

(2) 水泳中の障害事故発生の場合

水泳中の障害事故発生の場合、体育の授業の水泳指導におけるものが最も多く、ほぼ4割を占める。

また、部活動や夏季水泳指導の課外指導においても多く発生しており、体育の授業、部活動及び夏季水泳指導で全体の85.2%を占めている。



図一〇 学校の管理下の水泳中の障害事故発生の場合
(平成13年度～17年度)

(3) 水泳中の障害事故発生の場所

水泳中の障害事故発生の場所としては、プール内での発生が最も多く、プールサイドでの発生も含めると、水泳での障害事故全体の96.3%を占めている。

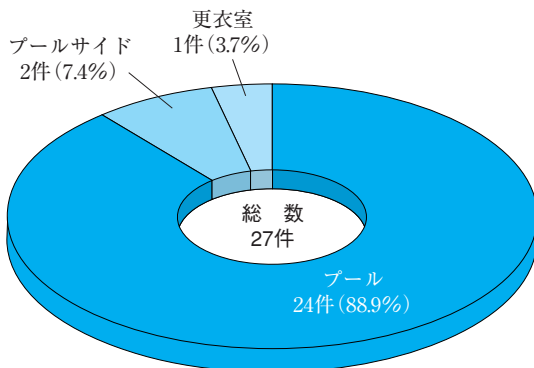
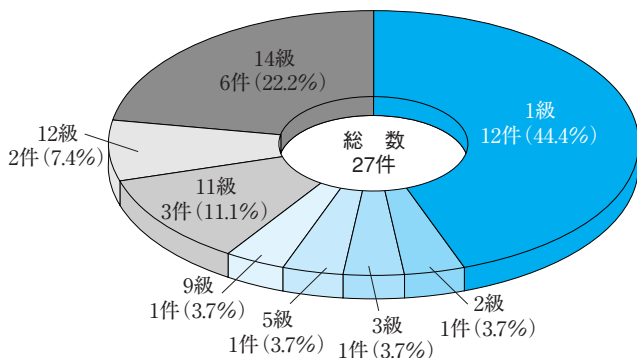


図-11 学校の管理下の水泳中の障害事故発生の場所
(平成13年度～17年度)

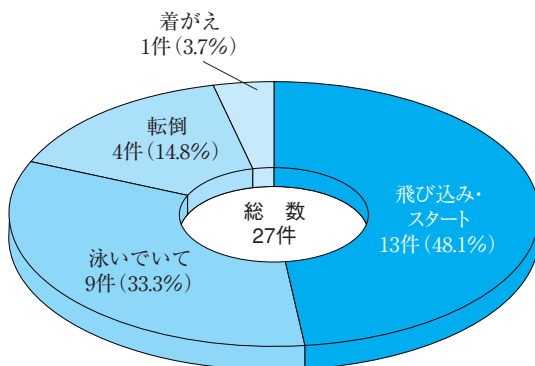
(4) 水泳中の障害事故の形態

水泳中の障害事故を障害の等級別にみると障害の程度の最も重い第1級の障害を残すこととなったものが最も多く、27件のうち12件、全体の44.4%を占めている。また、第14級の障害事故も多く、6件(22.2%)発生しており、水泳の障害事故は、重度か軽度かの両極端が多いことが分かる。第1級と第14級の障害事故が合計18件で、水泳での障害事故全体の66.6%を占めている。



図一12 学校の管理下の水泳中の障害事故の障害等級別
(平成13年度～17年度)

※ 障害の等級は、第1級～第14級まであり、等級の数字が小さいほど障害の程度は大きいことを示す。第1級の障害とは、主に神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する程度の障害などをいい、第14級の障害とは、3本以上の歯牙の破折や、人目につく程度以上の醜状障害を残した場合などをいう。

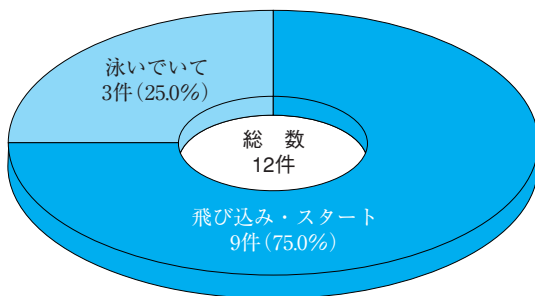


図一13 学校の管理下の水泳中の障害事故の形態
(平成13年度～17年度)

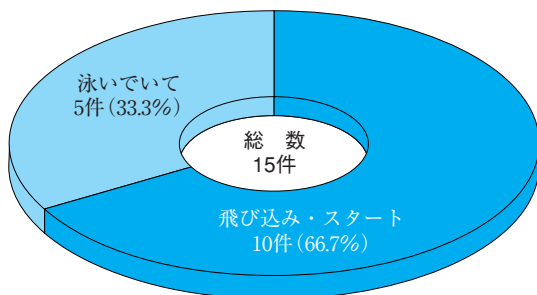
また、第1級の障害のうち、9件が飛び込み・スタートによるものであり、飛び込み・スタートでの事故は、重大な事故につながりやすいことが分かる。

なお、第1級～第5級の障害事故は、15件全てが脊髄損傷等による精神・神経の障害である。

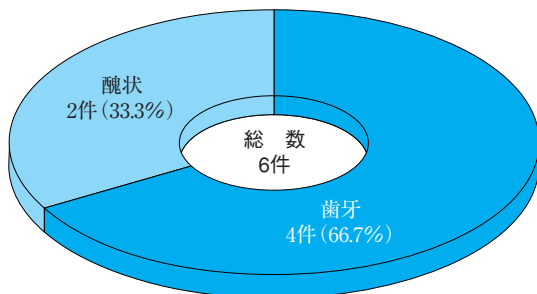
第14級の障害では、歯牙障害が最も多く、第14級6件のうち、4件（66.7%）を占めている。



図一14 学校の管理下の水泳中の第1級障害の形態
(平成13年度～17年度)



図一15 学校の管理下の水泳中の第1級～第5級障害事故の形態
(平成13年度～17年度)



図一16 学校の管理下の水泳中の第14級障害の内容
(平成13年度～17年度)

3 事故の事例

(1) 死亡

ア 体育の授業時

① 水泳指導中に急に泳ぎ止まる

小学校 3年 プール

8時45分開始の体育の授業で、6名の指導者のもとプール指導を受ける。10分間の準備体操を経て入水。水慣れ（腰かけバタ足、顔を水につけない水中歩行）の後、9:05からグループ別指導を開始し、9時10分、本児童は、1本目を泳ぎ出して、約20m付近で急に泳ぎを止め、その場に浮いた状態になった。グループの担当教諭がその状態に気がつき、プールサイドにあげ、他教諭へ連絡、救急車要請を指示した。脈がわずかにふれる程度で、チアノーゼ状態だったため、現場に直行した養護教諭がすぐに心肺蘇生を行った。

② 水泳指導中に溺死

小学校 5年 プール

体育の時間、プールで、25mクロールのタイムの測定をしていた。縦25mを7人程度で5グループに分け1回泳ぎ2回目でタイムを計測した。本児童は4グループ目で泳い

でいた。ゴール間際で、手足を動かし泳いでいるように見えたが、近くにいた児童が、「先生、目が白い」と異変に気付き、プールサイドに引き上げ、人工呼吸をし、救急車で病院へ搬送、集中治療室で入院加療を受けたが、死亡した。

③ プール開きの水泳指導中に溺死

小学校 5年 プール

6校時に5年生のプール開きを行った。運動場で準備体操をし、シャワーを浴びて各クラス4班に分かれてプールサイドに縦に並んで列ごとに入水した。入水後、水中歩き、もぐりっこ、だるまうき、ふしうきを行った。その後、けのび、面かぶり、ばた足、面かぶりクロールをプール横17mの半分を使って、プールサイドから中央に向かって泳いだ。15時25分ごろ、面かぶりクロール終了後、全員プールサイドに上がったとき、水中に沈んでいる本児童を発見した。

④ 水泳指導中、腰の痛みを訴える

中学校 1年 プール

当日、2校時目の体育の授業は水泳であった。準備体操を行い、シャワーを浴びた後、担当教諭の指示により、ウォーミングアップは好きな泳法で50m×3本を泳ぐことになった。本生徒はバタフライを選択し、泳ぎ始めた。1本目の25mを泳いでターンした後、本生徒は「腰が痛い」と訴えた。プールから上がり、横になって休んだが痛みが取

れないため、同級生が付き添って保健室へ行った。本生徒が背中の部分の痛みを訴え続けるため、養護教諭が救急車を要請した。医療機関へ搬送後、診察・検査を受け、動脈瘤が発見されたため手術を行ったが、急性大動脈解離により死亡した。

⑤ 50mタイム計測中、泳ぎに異変が起こる

高等学校 2年 プール

体育の授業で水泳を行っていた。本生徒は、諸注意を受けた後、プールサイドにて準備運動を行い、シャワーを浴び入水し、水中歩行、ビート板を使用してのバタ足等を行った。一旦水からあがり、50mのタイム測定を行うこととなり、本生徒は、11番目に水中から泳ぎ出し、17m位の地点で蛇行を始め、様子がおかしくなった。ただちに教諭がプールサイドに引き上げ、心肺蘇生法を実施し、救急車で病院へ搬送した。搬送された病院では、一時的に心拍が回復したが、脳死状態となり、3日後に死亡した。

⑥ 生活科の授業で高波にさらわれる

小学校 1年 海

当日、1年生3クラスによる生活科の授業「海岸で遊ぼう」（砂の造形遊び）を小学校南側の海岸で行っていた。本児童は、担任教諭と一緒に砂浜において、波打ち際に水を汲みに行ったときに高波にさらわれて行方不明になっ

た。さらに、救助に向かった教諭も行方不明となった（救助後死亡）。すぐに現場の教諭が学校に連絡した。水難事故対策本部が設置され、海上保安庁や警察署をはじめ、関係者及び協力機関による捜索が行われ、水難現場から500mほど離れたところで、本児童のサンダルやバケツ、帽子が発見された。翌日以降も捜索は続けられ、捜索参加人員延べ約1万人が参加したが、発見に至らなかった。

イ 学校行事

① 修学旅行での海水浴中に、潮に流される

小学校 6年 海 修学旅行

当日は、2泊3日の修学旅行の第1日目で、午前中の観光と昼食を終えた後、遊泳のため海岸に向かった。引率教諭の指導のもと、渚で海水浴をしていたとき、5～6名が岩場近くの沖に向かっているのを発見した。引率教諭が追いかけたが、本児童を含む数名が潮に流され、本児童と救助に向かった教員1名が行方不明となった。もう1人の引率教諭が救援を要請し、浜にいた人達に協力してもらい、付近を捜索した。しばらくして本児童が発見され、レスキュー隊とともに蘇生術を施し、救急車により医療機関に搬送されたが、発生から約6時間後に死亡した。

② カヌーが転覆し、水中に投げ出される

高等学校 2年 河川 野外活動実習

野外活動のカヌー実習中、カヌーのバランスが崩れ転覆し、水中に投げ出された。そのまま流され、その後、捜索していた消防隊員によって水中で発見された。

ウ 課外指導

① 水中指導中、泳ぎが止まる

小学校 5年 プール 水泳指導

水泳指導中、準備運動、シャワーの後、プールの横(13.5m)を使って、水中走り1往復、後ろ向き走り1往復、イルカ飛び前後1往復、クロール1往復を泳いだ。その後、プールの縦(25m)を使って50mをクロールで泳いだ。45m付近に来たとき、本児童の泳ぎの動作が止まり、そのままの状態ですわいた。

② プールの排水口に吸い込まれる

高等学校 1年 プール 水泳指導

夏休み中に、2交代制の後半の水泳指導が14時20分から始まった。本生徒は、友人数人とプールに入り、循環排水口付近で泳ぎ、休憩の後、14時45分再び入った直後、循環排水口(45×45×48cm)に足を吸い込まれた。もがいている本生徒に友人が気づき、助け出そうと引っ張ったが足

が抜けないうえ、教諭に知らせた。指導教諭及びPTA当番は直ちにプールに飛び込み、助けようとしたが救出できず、給水栓を締め、循環ポンプの電源を切って救出に当たったが、なかなか足が抜けなかった。15時47分救急隊員が消防車で水をくみ出し、ようやく救出した。病院へ収容したが、16時20分に死亡が確認された。

- ③ シンクロナイズドスイミング自主練習中、水中に沈んでいるのを発見される

高等学校 2年 プール 水泳指導

学校祭のクラス企画でシンクロナイズドスイミングを行うこととなり、自薦他薦及び水泳能力を確認したうえで、参加者・演技内容を決定した。当日は、本生徒の所属する班とは別のパートの練習が先に行われることになり、本生徒は他の生徒とともにプール内で自主練習をしていた。顧問教諭がプールサイドから演技指導や監視していたところ、水中に沈んでいる本生徒を発見し、すぐにプールサイドに引き上げ、心肺蘇生法を実施した。救急車にて病院に搬送されたが、溺水により死亡した。

- ④ 部活動（校外活動）中の休憩時間に川でおぼれる

高等学校 2年 河川 部活動（校外活動）

当日は、ハンドボール部の校外活動が自然公園で行われた。諸準備をして午前中は全員で体力トレーニングを行い、

昼食は近くの河原で保護者数人が準備した昼食を食べた。昼食後、本生徒は友人9人と川を泳いで向こう岸へ渡り、そこから戻る途中、川の中央付近で溺れた。共にいた者は救助に努め、それに気付いた顧問教諭は救急車を要請し、ロープと浮き輪を持って助けに行ったが、本生徒は流されて沈んだ。その後、救急車、消防隊員が到着し、続いてレスキュー隊員が到着して沈んだあたりで本生徒を発見し引き上げた。応急処置が行われ、ドクターヘリで医療機関に搬送し、集中治療室にて緊急治療を受けたが、溺水のため死亡した。

⑤ ヨットが転覆し、艇に身体が絡みつき溺れる

高等学校 2年 海 部活動 (大会)

当日、本生徒は高等学校のヨット大会に2人乗りヨットで参加していた。当日の風は5～7m、波は1m位で、注意報、警報は発令されていなかった。本生徒の乗った艇は第1レースに参加したが、第2マークブイを回航後、風を受けてバランスを崩し、転覆した。その際、ライフジャケット・ウェットスーツを着用していたが、シート(ロープ)等が本生徒の身体にからみ、水面上に顔を出すことができなかった。同乗の生徒がすぐに救助を依頼し、運営艇及び救助艇が駆けつけた。本生徒は駆けつけたクルーにより引き上げられたが、既に心臓、呼吸が停止状態であったため、救助艇で心肺蘇生を受けながら港に寄港し、病院へ搬送さ

れたが、翌日、死亡した。

⑥ 部活動の休憩時間中に、川の深みに足をとられる

高等学校 2年 河川 部活動

当日、山岳部の月例山行として、初歩的な岩登りの訓練を行っていた。昼食時の休憩時間中、ほとんどの生徒が12時30分までに昼食を終え、一部の生徒が「川で泳ぎたい」と申し出たため、顧問教諭2人は協議し、気をつけて泳ぐよう注意を与えた上で遊泳を認めた。生徒はみな、水着を持っていなかったため、裸もしくはジャージのまま泳いでいた。遅れて川に入った本生徒を含む2人は一緒に、浅瀬から対岸で泳いでいる他の生徒のところ付近に近づこうとしたが、水深が深くなって間もなく、本生徒が浮き沈みし始め、直後に姿が見えなくなった。異常に気付いた顧問教諭が川に飛び込んで救助に向かい、他の生徒も捜索に加わり、残った顧問は救助のためのザイルを準備しながら、ほかの生徒に消防隊に連絡させた。その後、消防隊と警察による捜索により発見され病院へ搬送されたが、死亡した。

(2) 障 害

ア 体育の授業時

① プールサイドで転倒し、前歯を折る

中学校 1年 プール

水泳の授業中、使い終わったビート板を次の人に渡すのに、

投げて渡したところ足がすべり、バランスを崩しプールサイドで前歯を打った。

② プールのマンホールに落ちる

中学校 1年 プール

体育の授業中、プールに水を入れるためにマンホール（深さ65cm）の蓋（直径60cm）を約2/3開けておいたため、見学していた生徒がその中に落ち、右脇腹を打った。

③ プールサイドから飛び込み、プール底に頭を打つ

中学校 3年 プール

体育の時間、教師指導のもと水泳の練習をしていた。フリー練習となり、本生徒はプールのサイド側から飛び込んだところ、入れ角度が鋭角だったため、頭頂部をプールの底に打ち、頸椎を損傷した。

④ 助走をつけスタート台から飛び込み、プール底に頭を打つ

高等学校 3年 プール

体育の授業中、水泳を行っていた際、終了3分前くらいに、プールサイドから助走し、飛び込み台から飛び込み、プールの底で頭を打つ。

イ 特別活動

① プール清掃中、転倒し頭を打つ

小学校 6年 プール 清掃

5校時、プール清掃のためプールの水を抜き、ブラシ等で仕上げをしていたところ、プール内を走って足を滑らせ転倒し、後頭部を打った。その後級友が支え、プールサイドにしゃがんだが、強直性けいれん、口唇チアノーゼが見られた。

ウ 課外指導

① プールサイドから投げ入れられたものに当たる

小学校 4年 プール 水泳指導

水泳指導中の自由時間に、他児童が宝探し用バトンをプールサイドから水中へ投げ入れた際、そのことに気付いていなかった本児童の額にバトンが当たった。

② スタート台から飛び込み、プール底に頭を打つ

中学校 3年 プール 水泳指導

夏季休業中、出身校の小学校のプールにおいて、水泳指導を受けていた際、スタート台から飛び込み、プールの底に頭部をぶつける。

③ 勢いよく飛び込み、プール底に頭を打つ

高等学校 3年 プール 部活動（合宿）

サッカー部合宿中、最終日の午前練習終了後、クールダウンを行うためホテルプールにて自由水泳を行った。本生徒は、プールサイドからプールへ飛び込む際、踏み切りが強すぎてバランスを崩し、プール底面で頭部を強打した。そのまま意識を失い、水中にいたところを近くの生徒に発見された。

エ 保育中

① 水泳指導中、プール内に沈んでいるのを発見される

保育所 4歳 プール

園児を引率し、保育の一環としてスイミングクラブで水泳の指導を受けていた。園児は、当日午前9時37分ころからスイミングのレッスンを受け、その後自由遊びになり、午前10時16分ごろからグループ別にプールよりあがりはじめ、本児のグループは10時25分ごろからあがりはじめた。そこで別に人数を確認をしたところ、園児の誰かが本児がプールの底に沈んでいるのを発見した。

Ⅲ 安全のための管理・指導の組織

児童生徒等にとって楽しい水泳学習とは、安全で効果的な学習活動が実践できたときである。そうした水泳の学習活動のためには、指導者は、まず水泳の管理・指導体制を確立し、プールや自然を利用した水泳場、水泳用具、児童生徒等の健康状態、指導計画等についての安全管理と児童生徒等に対する安全指導を徹底しなければならない。

1 指導者の条件

人は、生まれながらにして泳ぐことはできないが、学習によって誰だれでも泳げるようになる。しかしながら、水泳指導の際には水泳技能を身に付けさせるだけでなく、水泳中の健康・安全に関する知識や技能の習得を図り、水泳時の態度や心得等についても十分理解させなければならない。単に水泳技能の提供に終わっては、将来重大な水の事故を引き起こすことになる。

したがって、水泳指導の際、指導者は次のような条件を具備していることが望まれる。

(1) 水泳に関する豊富な知識を持ち、正しい技能を有しているこ

と（水泳指導に当たる者は、時代に即した水泳指導法や救助法等の講習・研修を受講することが望ましい）。

- (2) 児童生徒等の健康状態や水泳能力を十分理解し、対象集団（学年、クラス、グループ）の特性を的確に把握していること。
- (3) 指導内容をよく理解し、指導法の創意・工夫を試み、適切な指導技術を身に付けていること。
- (4) 水泳の安全管理と安全指導にかかわる適切な状況判断と処置ができること。
- (5) 児童生徒等から信頼されるとともに、統率力を有していること。
- (6) 児童生徒等が自主的に学習計画を立て、協力して学習活動を進めていく態度を育成できること。

また、学校においては、水泳シーズンに先立って開催される水泳講習会や研修会等に教師を派遣したり、校内では水泳指導、プール管理、救助・救急法等の研修会を計画し、水泳の管理と指導に万全を期する必要がある。

2 管理・指導の組織

学校教育活動において多くの児童生徒等を対象に水泳指導する場合、安全かつ効率的な指導ができる管理・指導組織が必要である。

そのためには、プール管理委員会等の組織を設置し、全体を統括する実施責任者を決めるとともに、教職員の校務分掌に即した役割分担をし、それぞれの役割に従い管理・指導することが重要である。

(1) 学校における管理組織

年間を通じた、日常的なプールの管理・指導組織は、学校規模等で変わってくるが、「プール管理委員会」等により、全教職員が組織的な活動を進めることが必要である（38ページ参照）。

ア 施設の保健・安全管理

職員会議等において、管理・指導の要領を検討し、決定するとともに教職員全体の理解を図る。また、施設・設備については、専門家による定期点検、始業前・終業後の日常点検、水質管理等を徹底し、プール管理日誌等によりその実状を確認する。さらに、学校医・学校薬剤師等への報告・相談により、次シーズンに向け改善を図る。

イ 水泳指導の保健・安全管理

事前の清掃は、学年に応じた分担による作業をすることにより、大切に使う自覚を高めながら、保健衛生面を含めた水泳への心構

えをつくる。また、授業における水泳指導では、能力別指導を取り入れながら、安全・自己保全能力・マナーを養うようにする。

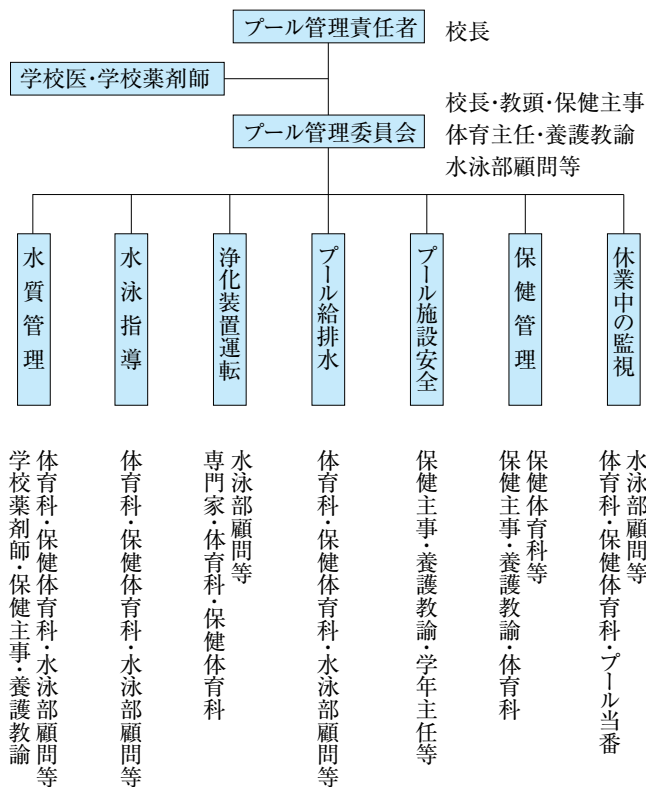


図-17 プール管理委員会設置の一例

(2) 臨海学校等集団指導における管理組織

臨海学校や全体的なプールでの指導の場合、水泳指導の形態、プール・海等の別、参加者数、指導者数等によりいろいろな編成が考えられるが、その一例を挙げると図-18のとおりである。

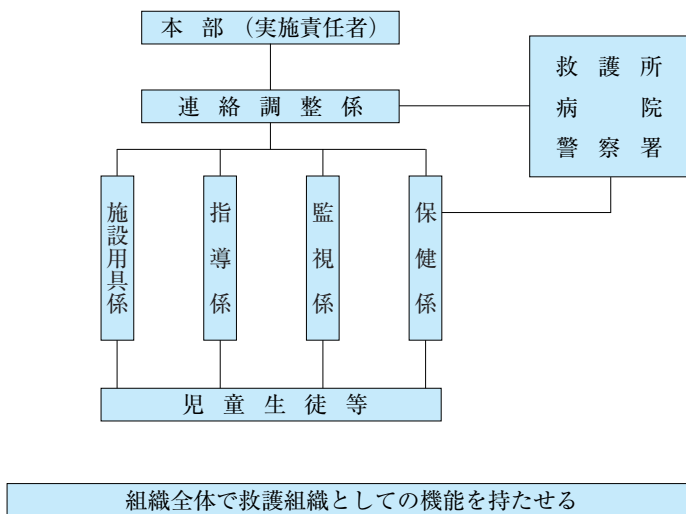


図-18 管理・指導の組織の一例

ア 実施責任者

水泳指導の実施に当たり、全体の計画立案、実施の可否等、全体を統括し安全に実施できるよう配慮する。

イ 連絡調整係

水泳指導を実施するに当たり、保護者や地域社会との連絡、引率輸送や生活指導に関する事項等、全体の運営を円滑にする総務的な役割に当たる。特に、緊急事態に備え、具体的な事柄について関係機関（病院、警察署、消防署、教育委員会等）への依頼を行う。特に臨海学校開催の際は、地元観光協会や漁業協同組合等との連携を図っておく必要がある。

ウ 指導係

水泳指導の目標と、児童生徒等の能力に応じた指導計画を基に実際の水泳指導の中心となる。また、事前の泳力テストや個人カードの活用、能力別班編成等により、安全かつ効率的な指導を行う。特に、プールにおける指導では、飛び込みにおける頸椎損傷、海等では、溺水事故に注意を払う必要がある。

エ 監視係

水泳場全体や児童生徒等の状況を、たえずつぶさに監視するとともに、気温、水温、風向き、波、潮流などの気象の変化にも注意する。また、海においては、地元監視所との連携を図り、安全について万全を期する。

オ 保健係

児童生徒等に対する事前の健康診断の実施や、当日の健康状態を把握し、水泳指導実施可能かどうかを判断する。また、けがや緊急時の応急手当などを担当する機会が多いので、学校医等の協

力を求めることが必要である。

カ 施設用具係

効率的な指導と安全確保のため、能力別水泳場の区画、脚立、浮き台、水泳用具、救命具、本部テントなどの施設・設備を整える。

キ 救護組織

全体の安全を確保するため、指導者全員・関係機関による救護体制を組織するとともに、指導者に対する救助法・心肺蘇生法の研修会の実施や、救命具・監視船等を準備することが必要である。

また、大きな事故等が発生した際の対処方法について、事前に十分な打ち合わせを行い、安全に対し万全を期する必要がある。